

新潟市からの注意事項2「医療意見書の作成について」

1 医療意見書の様式

- ・ 現在の様式ダウンロード先
小児慢性特定疾病情報センターホームページ
URL <http://www.shouman.jp/>
- ※ ホームページ内の「対象疾病について」タブより小児慢性特定疾病名を検索し、該当疾病名（細分類名）の医療意見書様式をダウンロードしてください。
- ※ 様式は改正されることがありますので、上記ホームページから最新版をダウンロードしてください。
- ※ 医療意見書は疾病ごとに様式が異なります。別の様式で作成した医療意見書では審査ができませんので御注意ください。

2 小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾病と認定基準

当該制度の対象となる疾病は、「告示」（注1）の第1表から第14表までに掲げる疾病です。「告示」には「対象疾病」及びその「疾病の状態の程度」が定められています。

「小児慢性特定疾病」にかかっていることだけでは制度の対象とはなりません。

医療意見書の作成の際は、小児慢性特定疾病情報センターホームページの疾病ごと「診断の手引き」から「診断基準」及び「当該事業における対象基準」を満たすかどうか確認してください。

なお、「告示」（注1）及び留意事項を定めた「通知」（注2）につきましては、前述の小児慢性特定疾病情報センターホームページから確認できます。医療意見書作成時には必ず確認してください。

(注1) 「児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第2項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度」（平成26年厚生労働省告示第475号）

(注2) 「児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第2項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）」について（通知）（平成26年12月18日雇児発1218第1号。第1次改正 平成27年9月30日雇児母発0930第2号）

3 医療意見書作成に当たっての留意事項

市では、小児慢性特定疾病指定医の作成した医療意見書の内容を基に、患者が対象疾病及び認定基準に該当するかどうかを審査します。書面による審査となりますので、記載に当たっては以下の点について御留意くださるようお願いいたします。

(1) 医療意見書の必要な項目について漏れがないように記載してください。医療意見書に適切な選択肢がない場合は、所見欄等に対象疾病の診断基準及び本制度の認定基準を満たしていると判断するに足る、具体的な症状・検査所見等について記載してください。

(2) 医療意見書の現状評価欄の記載について

①「小児慢性特定疾病重症患者認定基準に該当」については、本制度における重症患者認定基準に該当するかどうかを確認し、「する」又は「しない」に○を付してください。

本制度における重症患者認定基準は、疾病としての重症度とは必ずしも一致しませんのでご注意ください。基準については下記（3）を参照してください。

②「人工呼吸器装着者認定基準に該当」については、本制度における人工呼吸器装着者認定基準に該当するかどうかを確認し、「する」又は「しない」に○を付してください。認定基準については下記（4）を参照してください。

(3) 重症患者認定について

重症患者認定を受けた場合、自己負担上限額が減額される場合があります。重症患者認定基準に該当する場合は、その内容を「重症患者診断書」に具体的に記載し、医療意見書に添付してください。

① 重症患者診断書の様式

市のホームページからダウンロードして使用してください。（小児慢性特定疾病情報センターのホームページからはダウンロードできません。）

「重症患者診断書」は新規申請時のほか、更新申請時や新たに認定基準に該当する場合にも作成していただく必要があります。

※市HP：http://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/ninshin/kenko_iryu/kenkozoshin.html

② 重症患者認定基準

当該制度における重症患者とは、以下ア、イに該当する方です。

ア 療養に係る負担が特に重い者として厚生労働大臣が定めるもの

・ 疾病の状況又は当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容等に照らして、療養に係る負担が特に重い者については、重症患者として申請することができます。認定基準については、7ページの別表1を御覧ください。

・ 別表1①の疾病の状態にかかる認定基準については、小児慢性特定疾病に起因するものに限ります。

・ 別表1②の疾患群ごとの認定基準については、各疾患群によって該当項目が異なります。内分泌疾患、膠原病、糖尿病、血液疾患、免疫疾患については該当項目がありませんので御注意ください。

・ 身体障害者手帳1級をお持ちでも、小児慢性特定疾病に起因しない場合は重症患者として認定されません。

イ 高額な医療が長期的に継続する者として厚生労働大臣が定めるもの

- ・ 「高額な医療が長期的に継続する者」とは、1か月に受けた小児慢性特定疾病医療支援につき、医療費総額が5万円を超えた月数が6か月以上ある者です。
- ・ 申請には、支払った医療費を証明する書類等（領収書及び明細書等）が必要です。
- ・ 平成27年1月1日以降に認定を受けた方が対象となります。

(4) 人工呼吸器装着者認定について

① 人工呼吸器装着者申請書の様式

市のホームページからダウンロードして使用してください。

(※上記(3)記載のURL参照)

「人工呼吸器装着者申請書」は、新規申請時のほか、更新申請時や新たに認定基準に該当する場合にも作成していただく必要があります。

③ 人工呼吸器等装着者認定基準について

人工呼吸器等装着者認定基準は以下のとおりです。

「認定された疾病により、長期にわたり継続して常時（注1）、人工呼吸器その他生命維持に欠くことができない装置を装着する必要があり、日常生活動作が著しく制限されているもの」

(注1)「継続して常時」とは、生命維持管理装置（注2）を一日中装着し、離脱の見込みがないことをいう。

(注2)「生命維持管理装置」とは、人工呼吸器、体外式補助人工心臓、埋め込み式補助人工心臓（注3）をいう。

(注3) 体外式補助人工心臓、埋め込み式補助人工心臓については、心臓移植等の治療により離脱を見込める場合も対象となる。

(5) 医療意見書の最下欄には、小児慢性特定疾病指定医の番号（数字のみ10桁）を記載してください。なお、複数の医療機関で医療意見書を作成する場合は、作成した医療機関の所在地を管轄する都道府県知事（指定都市、中核市の場合は市長）から交付された指定通知書の指定医番号を記載してください。

(6) 医療意見書の内容に不備や疑義がある場合は、文書や電話等で確認させていただきます。意見書の加筆や修正が必要な場合もありますので、その際は適切な対応をお願いいたします。

審査の結果、認定基準を満たしていないと判定された場合は不認定となり、申請者へ不認定の通知を送付いたします。後日、疾病の状態の変化等により基準を満たした場合には、改めて医療意見書を作成の上、申請者に新規の申請を勧めてください。

4 疾患群ごとの注意事項

疾病により基準が異なりますので、医療意見書を作成する際には、認定基準を必ず確認し

てください。

(※ 認定基準は、小児慢性特定疾病情報センターホームページに掲載されています)

① 悪性新生物

- ・組織と部位が明確に診断されたものが対象となります。
- ・「疾病の状態の程度」には「治療終了から5年」とありますが、この際の「治療」には、積極的な治療だけではなく、再発や転移の可能性があり経過観察を行っている場合も含まれます。

② 慢性腎疾患

- ・「病理診断で診断が確定」していることが要件にある疾病については、病理診断名を記載してください。
- ・「病理診断で診断が確定」していることが要件にある疾病であっても、患者の状態により、確定診断のための腎生検を安全に実施することが困難な場合は、腎生検を実施できなかった理由を記載してください。

③ 慢性呼吸器疾患

- ・医療意見書の現在の治療欄に、選択項目のない治療を行っている場合は、その治療内容を記載してください。(例：慢性肺疾患で気管切開管理を行っている場合)

④ 慢性心疾患

- ・告示の「第四表 慢性心疾患」の複数の疾病に罹患している場合は、主たる疾病名の医療意見書を作成し、それ以外の疾病については副病名の欄に疾病名を記載してください。ただし、副病名は必ず告示の「第四表 慢性心疾患」にある疾病名を記載してください。

⑤ 内分泌疾患

- ・補充療法等、治療内容の要件が定められている場合、当該治療をおこなっていないと不認定となります。
- ・成長ホルモン治療については、医療意見書作成に当たって開始基準、継続基準、終了基準をよく確認してください。
- ・成長ホルモン分泌刺激試験の結果については測定キットの種類による差があることから、測定キット名の記載が必要となります。最新の補正式および補正が必要なキット等については、URL (<http://fgs.or.jp/public/index.html>) に掲載されております。
- ・申請時の身長が終了基準に達していない場合でも、過去1年間の成長率等から計算して開始時に超過すると見込まれる場合、不認定となる場合があります。また、超過すると見込まれる期間までの条件付きの承認となる場合もあります。

⑥ 膠原病

・薬物療法等、治療内容の要件が定められている場合、当該治療を行っていないと不認定となります。

⑦ 糖尿病

・治療でインスリンその他の糖尿病治療薬又は IGF-1 のうち一つ以上を用いている場合が対象となります。食事療法、生活指導のみの症例は不認定となります。

⑧ 先天性代謝異常

・対象疾病として診断した根拠となる検査所見等を明記してください。

⑨ 血液疾患

・補充療法等、治療内容の要件が定められている場合、当該治療を行っていないと不認定となります。

・断続的な場合であっても、おおむね6か月以上当該治療を行っている場合は、具体的に経過や治療内容を記載してください。

⑩ 免疫疾患

・補充療法等、治療で行っている内容の要件が定められている場合、当該治療を行っていないと不認定となります。

・断続的な場合であっても、おおむね6か月以上当該治療を行っている場合は、具体的に経過や治療内容を記載してください。

⑪ 神経・筋疾患

・対象疾病として診断した根拠となる検査所見等を明記してください。

・運動障害等、対象者の症状が要件として定められている場合、当該要件に該当しないと不認定となります。医療意見書の該当欄に明記するか、医療意見書に適切な選択肢がない場合は所見欄に要件を満たしていると判断するに足る具体的な症状について記載してください。

・薬物治療等により症状が抑えられている場合には、その旨を明記してください。

・薬物療法等、治療内容の要件が定められている場合、当該治療を行っていないと不認定となります。

⑫ 慢性消化器疾患

・疾病により症状があることが要件として定められている場合又は治療を要する場合、当該要件に該当しないと不認定となります。医療意見書の該当欄に明記するか、医療意見書に適切な選択肢がない場合、所見欄に要件を満たしていると判断するに足る、具体的な症状について記載してください。

⑬ 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群

- ・ 疾病名に該当していても、認定基準を満たしていない場合は不認定となります。
- ・ 薬物療法等、治療で行っている内容の要件が定められている場合、当該治療を行っていないと不認定となります。
- ・ 「基準（ア）、基準（イ）又は基準（ウ）を満たす場合」については、全てではなくいずれかの基準を満たせば要件を満たしていることとなります。
- ・ 基準（エ）において、「治療から5年を経過した場合」との記載がありますが、この取り扱いは悪性新生物に準じるものとします。

⑭ 皮膚疾患

- ・ 薬物療法等、治療内容の要件が定められている場合、当該治療を行っていないと不認定となります。

(別表1)

①小児慢性特定疾病により、次の表に掲げる部位等のいずれかについて、症状の状態のうち、1つ以上が長期間（おおむね6か月以上）継続すると認められるもの

対象部位	症状の状態
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの（両眼の視力の和が0.04以下のもの）
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの（両耳の聴覚レベルが100デシベル以上のもの）
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の用を全く廃したもの）
	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の全ての指を基部から欠いているもの、両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの）
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの（一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの、一上肢の用を全く廃したもの）
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの（両下肢の用を全く廃したもの）
	両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら、横すわりのいずれもができないもの又は、臥位又は座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの）
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、上記（眼及び聴器を除く）と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの、四肢の機能に相当程度の障害を残すもの）

① 小児慢性特定疾病により、次の表に掲げる疾患群のいずれかについて、治療状況等の状態にあると認められるもの

疾患群	該当項目
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析（CAPD（持続携帯腹膜透析）を含む。）を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天性代謝異常	知能指数20以下、又は1歳以上の児童において、寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達・知能指数は20以下、又は1歳以上の児童において、寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
皮膚疾患	発達・知能指数20以下、又は1歳以上の児童において、寝たきりのもの
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	上記の項目のいずれかに該当するもの

